

「野村 SMA（エグゼクティブ・ラップ投資一任契約書）新旧対照表

2018年9月25日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>第 11 条（定時定額払戻）</p> <p>1.～5.（省略）</p> <p>6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②月末最終営業日の前々営業日における運用資産の時価評価額が 300 万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時定額払戻を終了します。</p> <p>7.（省略）</p>	<p>第 11 条（定時定額払戻）</p> <p>1.～5.（省略）</p> <p>6. 定時定額払戻の終了時期は、次のとおりとします。</p> <p>①（省略）</p> <p>②月末最終営業日の前営業日における運用資産の時価評価額が 300 万円を下回った場合 翌月以降の払戻は行わず、定時定額払戻を終了します。</p> <p>7.（省略）</p>

以上